（別記第５号様式）

**プログラム情報**

【表紙】

【公表書類】プログラム情報

【公表日】　年　月　日

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【有価証券の種類】

【発行予定期間】(２)

【発行残高の上限】(３)

【公表されるホームページのアドレス】

【有価証券報告書又は発行者情報の提出状況】(４)

【投資者に対する注意事項】

１　ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ―ＢＯＮＤ　Ｍａｒｋｅｔは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ―ＢＯＮＤ　Ｍａｒｋｅｔの上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、プログラム情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。

２　プログラム情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第２１条第１項に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。以下この項において同じ。）は、プログラム情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第２７条の３３において準用する法第２１条第１項第１号及び法第２７条の３４において準用する同法第２２条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ―ＢＯＮＤ　Ｍａｒｋｅｔにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ―ＢＯＮＤ　Ｍａｒｋｅｔに係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、プログラム情報の内容（プログラム情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、損害賠償責任その他の一切の責任を負いません。

５　このプログラム情報（法第３条各号に掲げる有価証券に係るものを除く。）は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第２条第１項第１号に規定する特定取引所規則において定める情報として、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）第２０６条第２項の規定に基づき本様式に掲げる事項に関する情報が記載された場合には、法第２７条の３１第１項に規定する特定証券情報を構成するものです。

第一部【証券情報】(５)

第１【特定投資家向け取得勧誘の要項】

１【新規発行社債】

２【社債の引受け及び社債管理の委託】

３【新規発行による手取金の使途】

(１)　【新規発行による手取金の額】

(２)　【手取金の使途】

第２【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

１【売付け社債】

２【売付けの条件】

第３【その他の記載事項】

第二部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

２【事業の内容】

３【関係会社の状況】

第２【経理の状況】

【連結財務諸表等】

(１)　【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】

③【連結株主資本等変動計算書】

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤【連結附属明細表】

(２)　【主な資産及び負債の内容】

(３)　【その他】

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

第四部【発行者の保証会社の情報】

（記載上の注意）

(１)　一般的事項

記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準（特例第２０９条第５項に規定するものに限る。）、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載することができる。本記載上の注意に記載のない事項については、第８号様式の記載上の注意に準じて記載するものとする。また、プログラム情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

なお、本様式に基づきプログラム情報として記載された事項及び第８号様式に基づき特定証券情報（補完）として記載された事項は、それぞれ法第２７条の３１第１項に規定する特定証券情報の内容を構成する。

(２)　発行予定期間

発行予定期間は１年間とする。

(３)　発行残高の上限

プログラム情報による特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を予定している有価証券の発行価額又は売付け価額（プログラムの更新の場合には、更新前のプログラム情報による有価証券の発行価額又は売付け価額を含む。）について、発行残高の上限の金額を記載すること。なお、プログラムの更新とは、プログラム上場を行った者が、有価証券の種類の変更を伴うことなく、当該プログラム上場に係るプログラム情報に記載された発行予定期間の末日の翌日から発行予定期間が開始するプログラム情報を新たに提出する場合をいう。

(４)　有価証券報告書又は発行者情報の提出状況

既に１年間継続して有価証券報告書又は発行者情報を公表している発行者は、その旨を記載すること。この場合においては、本様式第二部の記載を省略することができる。

(５)　証券情報

当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者のうち主たるものの名称を除いては、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

(６)　当該有価証券以外の有価証券に関する事項

法第３条各号に掲げる有価証券に関するプログラム情報を提出する場合においては、本様式第三部の記載を省略することができる。

(７)　マルチイッシュアーの場合の特例

特例第２０６条第５項の規定に基づき複数の者が共同してプログラム情報を提出する場合においては、【発行者の名称】から【事務連絡者氏名】までについては、当該複数の者すべてについてそれぞれ記載するものとし、【発行残高の上限】に記載する金額は、発行予定期間における当該複数の者の合計の発行残高の上限を記載するものとする。また、第二部【企業情報】第２【経理の状況】の末尾に、当該複数の者の財務諸表等を記載するものとする。